令和4年度第5回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会 議事録

令和4年12月12日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

# 令和4年度第5回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

# 【委員会】

**1 開催日時** 令和4年12月12日(月) 午後1時00分

2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室

3 招 集 者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信

4 開催通知を令和4年12月2日(金)発した日

# 5 通知した議題

(1) 議 題

第1号議案 特定水産資源(まあじ、まいわし対馬暖流系群)に関する令和5 管理年度における知事管理漁獲量について(諮問)

第2号議案 立縄釣り漁業の禁止について (委員会指示更新)

第3号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について (諮問)

# (2) 報告事項

ア 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の結果について イ 漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告事項に係る報告について

# 6 出席者

(委員:13名)

森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、 竹本 信正、大谷 誠、松浦 栄一郎、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則

(県及び事務局)

農林水産部水産振興課

水産振興課	漁業調整取締班	主査	松永	善文
		主査	土井	健一
生産振興班		主査	吉田	剛
下関水産振興局	水産課水産班	主査	金近	哲彦
岩国・柳井・周南農林水産事務所	水産班	主任	伊藤	憲彦
山口・美祢・周南農林水産事務所	水産班	主任	柏村	直宏
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局		事務局長	天社	こずえ
		書記	山根	知樹
		書記	永尾	洋輔

# 7 傍聴人 出席者なし

# 8 付議事項及び審議結果

#### (1) 議案

第1号議案 特定水産資源(まあじ、まいわし対馬暖流系群)に関する令和5管理 年度における知事管理漁獲量について(諮問)

#### 【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第2号議案 立縄釣り漁業の禁止について (委員会指示更新)

#### 【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することを決定した。

第3号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について(諮問)

# 【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

### (2) 報告事項

- ア 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の結果について 事務局から説明を受けた。
- イ 漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告事項に係る報告について 水産振興課から説明を受けた。

# 9 審議の概要

天社事務局長

ただいまから令和4年度 第5回 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、委員定数 14 名のうち、13 名の委員に御出席をいただいておりますので、漁業法第 1 4 5 条の規定により、委員会が成立しておりますことを報告します。

それでは、開会にあたりまして森友会長からご挨拶をいただければ と存じます。

森友会長 みなさん、こんにちは。

第5回委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 早いもので12月になりまして、今年最後の委員会となります。

今年も依然としてコロナウイルスの影響が大きく、漁業者にとって、 大変厳しい一年となりました。来年、令和5年は漁業権の一斉切替も ございます。

漁業者にとっては、ある意味、転換期でもあると考えております。 これを機に漁業という産業が好転するよう我々も力を尽くしていきた いと思います。

本日の委員会につきましては、ご案内しましたとおり議題が3件、

報告事項が2件ございます。委員の皆様方の慎重なご審議をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いします。

天社事務局長 ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる。」こととなっておりますので、以降の進行は森友会長にお願い致します。

森友会長 議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、 田中委員と内藤委員さんにお願いします。

> それでは第1号議案「特定水産資源(まあじ、まいわし対馬暖流系群)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」 事務局から説明をお願いします。

山根書記事務局の山根です。よろしくお願いします。

資料の1ページをお開きください。

第1号議案について、山口県知事から当委員会長あてに諮問がなされております。

内容については、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課 それでは、水産振興課からご説明いたします。

吉田主査 今年度から資源管理の担当となりました吉田です。よろしくお願い します。

それでは、資料に基づき説明します。

第1号議案、特定水産資源、まあじ、まいわし対馬暖流系群の令和 5管理年度における知事管理漁獲可能量の公表についてでございま す。

特定水産資源については、国の資源評価結果に基づいて、毎年度漁 獲量、獲っても良い漁獲量を国が指定します。

それに基づいて資源管理を行っていくという魚種です。

特定水産資源は、現在8魚種指定されています。

山口県に関係する特定水産資源については、このうち5魚種ございます。

今回は、まあじとまいわしの対馬暖流系群について国から令和5管理年度における漁獲可能量、具体的には、資料の3ページに11月22日付で通知が来ておりますけれども、まあじについては、2,800トン、まいわしについては現行水準、現行水準というのは、山口県におきまして、まいわしの漁獲量が全国に対して大きくございませんので、

現行水準という形で示されています。

この示された漁獲枠について、県内の漁業種類ごとの漁獲実績に基づいて配分する必要がございます。

その配分について、諮問させていただいたものです。

併せまして、今示された 2,800 トンについては、国から示された数値ですが、今後、不測の事態が生じた場合に関係県で再配分することを前提に配分された数値です。

国は、まだ配分していない留保枠を保持しており、これが配分されれる際の手続きについても諮らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

資料の4ページをお開きください。

まず、一番目に知事管理漁獲量の設定手続きの流れを記載しております。

最初に国が都道府県ごとの割当数量を設定、知事はそれに基づいて、 知事管理区分ごとの漁獲可能量を設定します。

設定にあたり、委員会の意見をお聴きするものです。

具体的にまあじについては、中段の2をご覧ください。

山口県の漁獲可能量として 2,800 トンが、令和 5 管理年度の漁獲枠として指定されております。

県の資源管理方針において、配分基準を設定しております。配分基準は、過去の漁獲実績に基づき設定されております。

まあじについては、日本海側の中型まき網の漁獲実績がほぼ8割以上ございますので、配分基準として中型漁業に8割を設定しております。

今回もその基準に基づき、割り当てられた 2,800 トンの 8 割の 2,240 トンを中型まき網へ、それ以外の漁業は現行水準として設定させていただくものです。

続きまして、マイワシの対馬暖流系群です。

マイワシについては、全国の漁獲量のうち山口県の漁獲量がかなり 少ないため、現行水準、目安数量として130トンが設定されています。 このため、山口県全体の漁獲可能量についても、現行水準として設 定させていただくものです。

資料の5ページをお開きください。

続きまして、付帯決議として国から追加の配分があった際の対応について諮らせていただきます。

今回、配分された 2,800 トンについては、水産庁の留保枠、全体の 2 0 パーセントを除いて漁獲実績に基づいて配分されたものです。

今後、関係県の漁獲の積み上がりによって、当初配分された漁獲枠 を超える場合が想定される場合、水産庁としては、その留保枠により 関係県に配分する予定でございまして、そのルールとしましては、2 つございます。

まず、関係県の漁獲枠が75パーセントに積みあがった場合には、留保枠を段階的に配分して行くということ。

二点目として、数量明示、具体的には漁獲量を多い順から積み上げて行って8割に相当する関係県については、具体的な数値として漁獲枠が設定されています。

その都道府県の間で協議が整えば、75パーセント漁獲量が積みあがっていなくても、留保枠を配分できるというルールがあります。

今後、山口県におきまして漁獲量が 2,800 トン以上に積みあがる可能性がある時には、いま、申し上げたルールに基づき国に対して配分変更を行うことが想定されます。

そういった場合でも、本来であれば、漁業調整委員会に諮るべきものですが、手続き中に漁獲量が積み上がり、漁獲枠を超えることが想定されますので、円滑な漁業操業を継続するために、事後手続きを行うことでご了解をいただきたい。

水産振興課からの説明は、以上です。

森友会長説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

水産振興課 漁獲枠のことでしょうか。 吉田主査

梅田副会長 いえ、漁獲量です。一番上の平成22年の中型まき網漁業の漁獲量が2,685トンですよね、令和3年が1,381トンとなっています。 半分くらいになっていますよね。

これ、中まきの統数が減ったのでしょうか。それとも来遊が少ないということでしょうか。

水産振興課 徳寿水産が廃業しています。 松永主査

梅田副会長 徳寿水産が廃業したのは、平成22年以降だったんでしょうか。

水産振興課 平成22年以降です。 松永主査 梅田副会長 他の県も減少していますか。

水産振興課 他県の統数はちょっとわかりません。

松永主査

梅田副会長 他県の漁獲量のことです。

なにか理由でも解っているのかと思いお聞きしました。よろしいです。

森友会長 他にございませんか。

-----他に質問等なし。------

森友会長 他にご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする。」こととしてよろしいでしょうか。

森友会長 異議なしと認めます。第1号議案については、「特に異議はない。」 と回答することとします。

続きまして、第2号議案「立縄釣り漁業の禁止について」事務局から説明をお願いします。

山根書記 資料の22ページをお開きください。

第2号議案 立縄釣り漁業の禁止について、まずは経緯から簡単に 説明します。

平成5年4月、周防灘から伊予灘の海域において、大分県漁船による小型ふぐの立縄釣り漁業、タル流しの操業実態報告が徳山市漁協からありました。

その後、6月の委員会におきまして、立縄釣り漁業の取り扱いについて審議され、操業実態を把握の上、委員会指示の内容も含めて対応を検討することとなりました。

その後、12月の委員会において、以下の理由により委員会指示の発動が決定されました。

理由としては、当該漁業は小型のふぐを漁獲するため、本県が取り 組んでいるふぐの資源管理に逆行すること。

本県東部海域は、各種漁業が入り組んで操業しており、当該漁業が 操業すれば、漁場競合等が生じ、収拾がつかなくなること。

関係漁協の意向も当該漁業を禁止すべきとの意見が圧倒的多数であったことから委員会指示発動が決定されました。

その後、有効期間1年で委員会指示が更新されていましたが、平成 13年の委員会におきまして、有効期間を1年から3年に変更され、 以後、同様な内容で更新され、現在に至っています。

今回の委員会指示案としましては、指示する内容として、立縄釣り 漁業は営んではならない。制限する海域は、山口県瀬戸内海海区、指 示の有効期間は、令和5年1月1日から令和7年12月31日までの 3年間となっています。

この指示の更新について、ご審議をお願いします。 説明は、以上です。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はござい ませんか。

-----質問等なし。------

# 森友会長 ございませんか。

意見がないようですので、原案どおり委員会指示を更新することと してよろしいでしょうか。

# 森友会長 異議なしと認めます。第2号議案については、原案どおり委員会指 示を更新することとします。

続きまして、第3号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について」事務局から説明をお願いします。

# 山根書記 資料は、24ページです。

いつもの新規許可の公示になります。

25ページをご覧ください。今回は3件の許可になります。

整理番号の1番と2番は、小底の1,2種、通常の小底となります。 安下庄支店からの要望になります。

整理番号の3番が雑かご、田布施支店からの要望になります。

申請すべき期間は、令和4年12月13日から令和5年1月12日までの1カ月間となっています。

許可の有効期間は、既存同許可の有効期間の末日と同日とすることとしています。

操業区域については、30ページ、31ページをお開きください。

小底は通常の小底の操業区域になります。

雑かごは、共第83号から共第86号の区域となります。

漁業調整上、資源保護上支障はないことは事前に確認しております。

説明は以上です。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はござい ませんか。

-----質問等なし。------

森友会長 ございませんか。知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする。」こととしてよろしいでしょうか。

森友会長 異議なしと認めます。第3号議案については、「特に異議はない。」 と回答することとします。

本日の議案は、以上となります。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「令和4年度全国海区 漁 業調整委員会連合会 西日本ブロック会議の結果について」事務局より 報告をお願いします。

永尾書記 事務局の永尾です。私から説明させていただきます。

資料の32ページをご覧ください。

全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議は、11月10 日、11月11日に下関グランドホテルにて開催されました。

西日本ブロック13海区の会長、事務局、そして全漁調連事務局、山口県瀬戸内海海区の委員の計47名の出席がありました。

会議の内容ですが、まず、全漁調連の事務局から令和4年度の要望 の結果報告がありました。

続いて議事に移りまして、第1号議案西日本ブロック会議要望事項 継続分について、資料記載の5項目を継続して要望して行くことが決 定されました。

続いて第2号議案、次期開催海区につきましては、広島海区に決定しております。

その後、和歌山海区提案の遊漁と漁業の調整に関する取組事例について情報交換が行われまして、会議は終了しております。

翌日11日には、下関漁港地方卸売市場、それから唐戸市場等を視察しております。

説明は、以上です。

森友会長ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

森友会長

続いて、報告事項イ「漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況 等の報告事項に係る報告について」水産振興課より報告をお願いしま す。

水産振興課 オ 松永主査 い。

- 水産振興課 - 松永と申します。資料は、33ページをお開きください。

報告事項イ「漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告 事項に係る報告について」ということで、33ページに沿って説明を させていただきたいと思います。

資源管理の状況等の報告がどういうものかということを 1.のところに記載しております。

漁業法改正により令和2年から新たに加わった制度です。

一つ目のポツから説明いたしますと、漁業権者、主に漁協ですが、 漁業権者が漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活 用の状況、その他省令で定める事項について、年1回以上知事に報告 することになっています。

この報告を受けた知事は、漁業権が適切かつ有効に活用されている かどうかを判断するにあたり、この資料を用いるということになって います。

また、適切かつ有効に活用されているかどうかについて意見を付して海区漁業調整委員会に報告し、必要に応じて適切かつ有効の判断に関して、調整委員会の中で議論していただく形になっています。

根拠条文については、35ページに記載しております。

漁業法の第90条と第91条を載せております。

上の方に第90条、資源管理の状況等の報告の下線部を読みますと 漁業権者は、資源管理の状況、漁場の活用の状況、農林水産省令で定 める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2項ですが、都道府県知事は、海区漁業調整委員会に対し、報告を 受けた事項について必要な報告をするものとされています。

33ページの下半分ですが、指導及び勧告ということです。

都道府県知事は、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

漢数字のところですが、こういう場合に指導しなさいというところです。

一つ目として、漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が 営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こ しているとき。

二つ目としまして、合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部

を利用していないとき。

こういった状況になっているときは、適切かつ有効に漁業権が活用 されていない状態ということになります。

3項の下線部のところですが、不適切な状況になっている時は、指導し、又は勧告をすることになる訳ですが、その時は、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないという建付けになっています。

資料の33ページに戻ってください。

漁業権者から漁業権をどう活用しているのか、ちゃんと使っているのかという報告を上げてもらうことになっておりまして、今回それを上げていただいた報告をする訳でございますけれども、新しい制度でございますので、報告を作成する際にこういうことに注意をしてくださいというのが、真ん中の2. 作成留意事項ということで、水産振興課長通知で出しております。

当該報告は、漁業権の活用状況に関する公的資料になることから、可能な限り、内容が充実するよう努める必要がある。

できるだけ細かく書いてくださいねということでございます。

二つ目として、報告の作成に当たっては、労務負担を軽減する観点から、当面、次のような工夫もできますよということで、①、②、③と書いております。

①として複数の共同漁業権の免許を受けている場合において、漁業権ごとに行使者数や水揚量、金額を区分することが困難な場合は、複数の漁業権をまとめて作成してもいいですよ。

一つの組合で二つの漁業権で操業するケースもあると思います。

そういった場合に、どっちの漁業権で組合員が漁獲しているか区分できない場合は、まとめて作成してもよいですよ。

二つ目として、一部の漁業種類を統合して集計、記載してもいいですよ。

ナマコとかアワビとか主なものについては、それぞれに集計できますが、その他海藻類等については、ひとつひとつ分けて記載することが難しい場合は、その他としてまとめることも可能ということです。

三つ目としまして、水揚量や水揚金額に関して、現行の各漁業協同 組合の業務執行体制において把握できている範囲において集計、記載。

当然、把握しきれていない部分もある場合には、「これ以外にも系統外出荷が存在します。」という形で、全く使っていない訳ではないことを記載できますよ。ということを事前に通知しております。

そういったものを踏まえまして、3.の提出状況ですが、今回、令和2年分と令和3年分ですが、実際に提出された報告書を全てまとめるとすごい量になってしまいますので、それを集計したものを今、回覧させていただいております。

表には、令和2、令和3ということで各漁業権者から提出いただいた報告の数を入れています。

瀬戸内海でいいますと、第1種については令和2年に36件、令和3年に39件、第2種については令和2年に15件、令和3年に15件、令和3年に15件、令和2年と令和3年で第1種の数が異なるのは、漁業権のまとめ方が相違することによるものです。

全漁業権者から資源管理の状況報告を提出いただいています。

ページをめくっていただきまして、4.提出内容は、お手元に回覧させていただいている資料です。

細かい数字が入って見にくいかと思いますが、こういったものが提出されているということで、見ていただいたらと思います。

5.の意見ですが、先ほどご説明した「知事は意見を付して海区漁業 調整委員会に対して報告する必要がある。」というところの意見を記載 しています。

読ませていただきますと、提出された報告について、「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について(2水管第499号水産庁長官通知)」の別紙3「法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート」に基づき確認したところ、一部について水揚げ状況が把握できていない漁業権や利用が低調な漁業権等も見受けられた。

本報告は、令和2年12月に施行された改正漁業法により新設された ものであり、漁協によっては、組合員の水揚げを把握したくても、指 導上の根拠がないので困っているとの意見も出されている。

このため、この度の漁業権の一斉切替えに合わせ、国の指導も踏まえ、漁業権行使規則において、所属漁協に組合員行使権に基づいた水揚げに関する報告義務を盛り込むことも検討しているところ。

また、利用が低調な漁業権については、行使者の減少、高齢化や環境変化による資源状況の悪化により操業頻度が低下していることも一因と考えられる。

一方で、漁業権によって組合員行使権者数や行使状況に濃淡が見られることから、漁場の入会等や近隣地区との協力態勢のもとで資源管理の取組みを促進することが必要と考える。

現状において、法第91条第1項に基づく指導及び勧告の対象となる 事例はないが、漁業権の利用実態を把握し、適切かつ有効に活用する ことは漁業権者に課せられた義務であることから、引き続き、適切な 制度運用を各漁協に指導するとともに、今後、法第91条第1項の規定 に該当するような事例が確認された場合は、漁業調整委員会の意見を 聴いた上で指導することとしたい。

という意見を報告させていただきます。

説明は以上です。

森友会長ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。------

森友会長 よろしいでしょうか。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しましたが、せっかくの機会でございますので、みなさん他になにかございませんか。

小田委員 資源管理の状況等の報告ですが、いままでは関係者に漁獲量等を聞いて、それをまとめて報告していました。

今回、ナマコとかアワビについては、水産物流通適正化法により番号で把握できるようになりましたが、その他のものについては、現業者何人かに聞いて、それをだいたい10人くらいだからこれくらいとして推定し、報告することしかできないが、それでよいでしょうか。

水産振興課松永主査

この制度がなぜできたかといいますと、法改正のときにも説明しましたが、漁業以外の社会の人たちから非常に権限が強い漁業権が漁業者に与えられる一方で、ちゃんと利用しているのかという疑念がよせられていました。

工事をするのに漁業権者の同意が必要とか、補償金の問題で、漁業権をちゃんと利用して生産をしているのかという疑念の目が向けられていました。

このため、漁業権者、漁協が漁業権の免許を受けて、漁場をきちん と利用しているということを対外的に示せるようにしなければいけな い。ということでできた制度です。

基本的には、免許を受けた漁業権をきちんと利用していることを積極的に漁協で把握して、いつ問われても利用していることを示せるようにする必要があります。

漁業者が自分で獲ってきたものを漁協に報告することがない中で、 突然始まったところもありますので、この制度の定着に時間がかかっ ていると思いますが、できるだけ、そこは努力をしていただきたい。

国が、漁業権の切替にあたり示した漁業権行使規則例、ひな型ですね、その中では、行使者は漁獲量等を組合へ報告しなさいというものが盛り込まれています。

行使規則に報告義務を入れることによって、漁協が組合員に報告を 求める根拠になると思います。

このようなものも活用して、漁協は漁業権者として水揚げ状況を把握できるような形にしていただけるとありがたいと思います。

小田委員 水産庁は、行使規則のひな型を示しているのですね。

水産振興課 ひな型を踏まえて、県として県内の事情を踏まえてどういった形で 松永主査 作成願いますということは、改めて説明会等を通じて、説明をさせて いただきます。

森友会長 これは、非常に難しい。

九州ののり共販で全量出荷が裁判問題となっている。 独占禁止法の関係で漁協に全量出荷の強制はできない。 ある意味それに近いものがある。

水産振興課 自分のところの市場に絶対水揚げしなければいけないということで 松永主査 あれば、独占禁止法の問題となりますが、例えば、広島の市場に何を 何キロ出したよということを組合へ報告していただければよいという ことです。

これにより、ちゃんと漁業権を利用していることを漁協として把握するものです。

河野委員 若い組合員はいろんなところへ出荷しているが、最終的に組合へ仕 切りをいれてもらうと漁獲量等は把握できます。

> 個人がいろんなところへ売るのはよいと思う。一か所に全員が出荷 しても安くなるだけです。

> 組合へ仕切りが通れば、漁業権を行使しているということの証明にもなりますのでそれでいいということですね。

いろんなところへ出荷するのがいけないということではなく、数量等を組合が把握すればよいということですね。

小田委員 報告義務がありますよということを言っていただいた方がやりやす い。

文書で通知していただけるとありがたい。

水産振興課 また、改めて説明させていただきます。 松永主査

森友会長 他にございませんか。よろしいですか。 それでは、以上で本日の委員会を終了します。 慎重な御審議ありがとうございました。

(13:38 終了)